

○国家公安委員会規則第十七号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第八条第九項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十月二日

国家公安委員会委員長事務代理

国務大臣 上川 陽子

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 主宰者、代理人等（第二条―第六条）

第三章 意見の聴取の進行（第七条―第十五条）

## 第四章 意見の聴取調書等（第十六条―第十八条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 主宰者 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第八条第四項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「準用行政手続法」という。）第十九条第一項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。

- 二 当事者 準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。

- 三 関係人 当事者以外の者であつて法に照らし仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）につき利害関係を有するものと認められる者をいう。

四 参加人 準用行政手続法第十七条第一項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。

## 第二章 主宰者、代理人等

### (主宰者の指名)

第二条 準用行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者は、意見の聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる警察庁職員のうちから指名する。

3 主宰者が準用行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、国家公安委員会は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

### (代理人)

第三条 準用行政手続法第十六条第三項（準用行政手続法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人

が代理人に対して当事者又は参加人のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した別記様式第一号の代理人資格証明書により行うものとする。

2 準用行政手続法第十六条第四項（準用行政手続法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二号の代理人資格喪失届出書により行うものとする。

（参加人）

第四条 準用行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名及び当該意見の聴取に係る仮指定につき利害関係を有することの疎明を記載した別記様式第三号の参加人許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、準用行政手続法第十七条第一項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に対し書面により通知するものとする。

（補佐人）

第五条 準用行政手続法第二十条第三項の許可の申請は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した別記様式第四号の補佐

人出頭許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、準用行政手続法第二十条第三項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

3 補佐人は、意見の聴取の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。

4 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

5 準用行政手続法第二十二条第二項（準用行政手続法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた準用行政手続法第二十条第三項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。

（参考人）

第六条 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、相当と認める者に対し、参考人として意見の聴取の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

2 前項の申出は、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の件名、参考人として意見の聴取の期日への出頭を求める者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した別記様式第五号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。

3 主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として意見の聴取の期日への出頭を求める場合には、速やかに、その旨を当該申出を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

### 第三章 意見の聴取の進行

#### (意見の聴取の通知)

第七条 準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、別記様式第六号の意見の聴取通知書により行うものとする。

#### (意見の聴取の期日及び場所の変更)

第八条 国家公安委員会は、当事者の申出により又は職権で、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

2 前項の申出は、意見の聴取の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した別記様式第七号

の変更申出書を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

3 国家公安委員会は、第一項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を別記様式第八号の変更通知書により当事者及び参加人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続等)

第九条 準用行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の求めは、意見の聴取の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した別記様式第九号の文書閲覧請求書を国家公安委員会に提出することにより行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に依じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 国家公安委員会は、準用行政手続法第十八条第一項又は第二項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該当事者又は参加人が意見の聴取の期日における審理に必要な準備を行うことを妨げることがないよう配慮するものとする。

3 準用行政手続法第十八条第二項の閲覧の求めがあった場合において、国家公安委員会が当該求めのあつ

た意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき（閲覧を拒否するときを除く。）は、主宰者は、準用行政手続法第二十二條第一項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

（証拠書類等の提出を受けた場合の手続）

第十條 主宰者は、準用行政手続法第二十條第二項又は準用行政手続法第二十一條第一項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第十号の提出物目録を作成しなければならない。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 提出を受けた年月日
- 三 提出をした者の氏名及び住所
- 四 提出を受けた証拠書類等の標目

2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。



3 主宰者は、必要がなくなつたときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第十一号の還付請書と引換えに行わなければならない。

(意見の聴取の審理の公開)

第十一条 国家公安委員会は、準用行政手続法第二十条第六項の規定により意見の聴取の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、国家公安委員会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(意見の聴取の期日における陳述の制限等)

第十二条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて発言するとき、その他意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するために必要が

あると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置をとることができる。

（陳述書の提出の方法）

第十三条 準用行政手続法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、意見の聴取の件名及び意見の聴取に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

（意見の聴取の続行の通知）

第十四条 準用行政手続法第二十二条第二項本文の規定による通知は、別記様式第十二号の意見の聴取続行通知書により行うものとする。

（意見の聴取の再開の通知）

第十五条 準用行政手続法第二十五条において準用する準用行政手続法第二十二条第二項本文の規定による通知は、別記様式第十二号の意見の聴取再開通知書により行うものとする。

第四章 意見の聴取調書等

（意見の聴取調書）

第十六条 準用行政手続法第二十四条第一項の調書は、別記様式第十三号の意見の聴取調書に次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

四 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の氏名及び住所

五 当事者（代理人を含む。）が意見の聴取の期日に出頭しなかった場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 説明を行った警察庁職員の職名及び氏名

七 警察庁職員の説明の要旨

八 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の陳述（陳述書によるものを含む）。

## （の要旨

九 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調書には、第十条第一項の提出物目録を添付するほか、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

## （意見の聴取報告書）

第十七条 準用行政手続法第二十四条第三項の報告書は、別記様式第十四号の意見の聴取報告書に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

## 一 意見

二 仮指定の原因となった事実に対する当事者及び当該仮指定により自己の利益を害された参加人の主張

## 三 理由

## （意見の聴取調書等の閲覧）

第十八条 準用行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めは、意見の聴取の件名及び閲覧をしようとする調書又は報告書の別を記載した別記様式第十五号の意見の聴取調書等閲覧請求書を、意見の聴取

の終結前にあつては主宰者に、意見の聴取の終結後にあつては国家公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は国家公安委員会は、準用行政手続法第二十四条第四項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

### (聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正)

2 聴聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びにストーカー行為等の規制等に関する法律」を「、ストーカー行為等の規制等に関する法律」に改め、「第六条第五項の規定による意見の聴取」の下に「並びに国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二

十六年法律第二百二十四号) 第八条第三項の規定による意見の聴取」を加える。

別記様式第1号 (第3条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

国家公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる意見の聴取については、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第3条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

国家公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる意見の聴取については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記様式第3号 (第4条関係)

参加人許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる意見の聴取に関する  
手続に参加することを申請します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取に係る 仮指定につき利害 関係を有すること の疎明	
連 絡 先	電話 (      )      ー      番

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号 (第5条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる意見の聴取については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	( 歳) 職 業
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第5号 (第6条関係)

参 考 人 出 頭 申 出 書

年 月 日

殿

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる意見の聴取については、下記の者を参考人として意見の聴取の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	( 歳) 職 業
陳 述 の 要 旨	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

意見の聴取通知書

年 月 日

殿

国家公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする仮指定に係る国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第3項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

意見の聴取の件名		
根拠となる法令の条項		国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第1項
仮指定の原因となった事実		
意見の聴取の期日		年 月 日 時 分 から
意見の聴取の場所		
意見の聴取に関する事務を所掌する組織	名称	
	所在地	
注 意 事 項	<p>1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該仮指定の原因となった事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p> <p>3 その他意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p>	

記載要領

所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を国家公安委員会に提出してください。
- 2 意見の聴取の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として意見の聴取の期日に出頭させたい者がある場合には、意見の聴取の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、国家公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取 の主宰者	職 名 氏 名 連絡先
意見の聴取 の公開の有 無	

別記様式第7号 (第8条関係)

意見の聴取 期日 変更申出書  
場 所

年 月 日

国家公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日に において行われる意見の聴取の

期日 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。  
場 所

記

意見の聴取の件名	
理 由	

記載要領

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号 (第8条関係)

第 号

意見の聴取 期日 変更通知書  
場 所

年 月 日

殿

国家公安委員会 印

年 月 日

において行うこととしていた

意見の聴取の 期日 場所 を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取の件名		
	変 更 前	変 更 後
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 から
意見の聴取の場所		

記載要領

不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第9号 (第9条関係)

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

国家公安委員会 殿

住所

氏名

印

年 月 日 において行われる意見の聴取に関し、  
下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	
閲覧をしようとする 資料の標目	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記様式第10号 (第10条関係)

提出物目録

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

㊞

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第8条第4項において準用する行政手続法第20条第2項  
第21条第1項の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書類等を受領した。

記

意見の聴取の件名				
提出者	住所			
	氏名			
提出を受けた年月日				
目 録				
番号	標 目	数 量	備 考	
取扱者	職名	氏名	㊞	

記載要領

不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第10条関係)

還 付 請 書

年 月 日

殿

住所

氏名

㊟

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取扱者	職名	氏名	㊟

記載要領

「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第12号 (第14条、第15条関係)

第 号

意見の聴取 続行 通知書  
再 開

年 月 日

殿

印

年 月 日

において行った意見の聴取を下記

のとおり 続行 するので通知します。  
再 開

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分 から
意見の聴取の場所	

記載要領

不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

意見の聴取調書

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

㊟

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
参加人の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
参考人の住所及び氏名	
意見の聴取の期日に 出頭しなかった当事者 (代理人) の住所及び氏名並びに 出頭しなかったことにつき 正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った警察庁 職員の職名及び氏名	

警察庁職員の説明 の要旨	
当事者・参加人・代 理人・補佐人・参考 人の陳述の要旨	
その他参考となる べき事項	

記載要領

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
- 3 不要の欄は、斜線を引くこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第14号 (第17条関係)

第 号

意見の聴取報告書

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

印

意見の聴取通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る意見の  
聴取を終結したので、その結果を報告します。

記

意見の聴取の件名	
意見	
意見の聴取に係る 事案に対する当事者 及び参加人の主張	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号 (第18条関係)

意見の聴取調書等閲覧請求書

年 月 日

殿

住所

氏名

印

年 月 日 において行われた意見の聴取に関し、  
下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	
閲覧をしようとする 調書又は報告書の別	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。